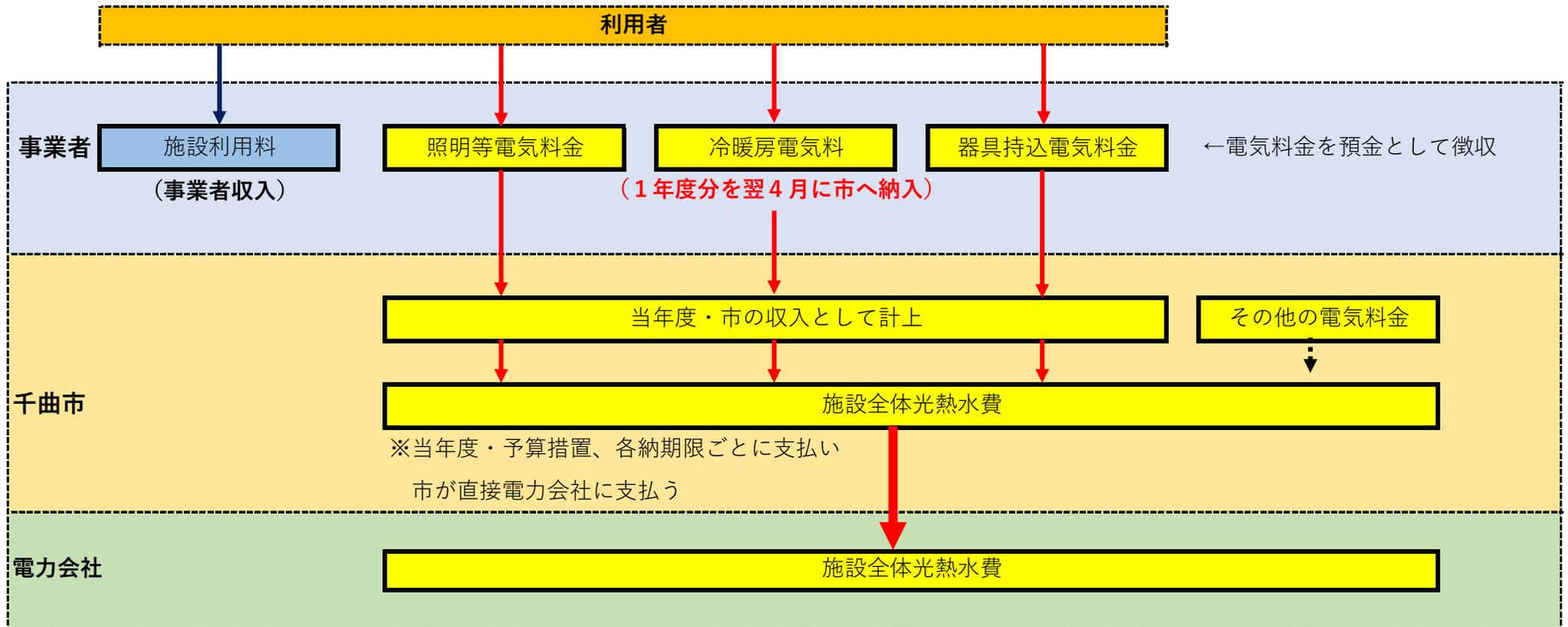


新戸倉体育館 電気料金負担・納入イメージ（参考）



【補足】

- ※利用者より徴収する電気料金については、利用部分の実費相当分とする。
- ※器具持込電気料 90円/1時間1Kwまで（既存施設参考価格）
- ※ベース空調がある場合、設定温度を変更する場合に冷暖房電気料を徴収する。
- ※事務の簡略化のため、施設利用料と合わせて徴収することも可能とする。
その場合、施設利用料と電気料が明確にわかるように管理すること。
- ※詳細については、受託事業者と市が協議を行い最終決定するものとする。